

「設計図書等に関する質問等」への回答

【質問1】

- ・仕様書 7P 第26条 評価システムのセッティングについて

(14)において、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)の地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した準拠登録・相互接続確認製品(GISユニット)であることを証明する方法として、「一般財団法人 全国地域情報化推進協会」ホームページに記載のある「K〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇」の登録番号が確認できる写しを事前に提出するという認識でよろしいでしょうか。

【回答】

・市の求めるシステムは、ご指摘の(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)の地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した準拠登録・相互接続確認製品(GISユニット)に登録された製品、もしくは登録されたエンジンで動く製品を求めます。また、市が特別に求める場合には製品の登録書もしくはライセンス証明書等を提出する必要があります。

【質問2】

- ・仕様書 7P 第26条(13)、第27条(4) 現地調査ツールについて

第26条(13)と第27条(4)において、現地調査ツールは、WEBを経由した外部通信を行うと読み取れるのですが、端末に路線価情報等の情報資産を搭載する予定はありますか。ある場合、該当情報が搭載されている端末にて外部通信を行ってもよろしいでしょうか。また、現地調査ツールのデータを保存するサーバ(データセンター含む)におけるセキュリティ要件について、お教えてください。

【回答】

・現地調査ツールは、WEBを経由するツールではあるものの、路線価や所有者情報等、端末に個人情報・資産情報の搭載予定はありません。セキュリティ要件については、ログイン時のID・PWは必要となります。

【質問3】

- ・仕様書 8P 第30条 路線価等シェイプファイル作成について

2 受注者は、評価センターの会議(路線価等公開情報の集約に係る関係者情報交換会)に参加し、決定された情報の提供ができるものとする。とありますが、通常「決定された情報」は、一般財団法人資産評価システム研究センターのホームページに令和〇年〇月付けで情報発信されると存じます。本文の意図する点として、ホームページ等で情報が公開される前に評価センターの会議にて決定された情報を事前に提供するという点でよろしいでしょうか。

【回答】

・会議に参加し情報収集を望みますが、会議に参加できない場合はホームページに掲載された情報について提供をお願いいたします。